

事 務 連 絡
令 和 2 年 3 月 1 0 日

各務原市内介護保険サービス事業所の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件について、厚生労働省及び岐阜県より別添のとおり事務連絡がありました。つきましては、休業要請を都道府県等から受けた際は別添事務連絡の内容に留意した上でご対応いただきますようお願いいたします。

添付文書

- 「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について(令和2年3月6日厚生労働省健康局ほか連名事務連絡)」

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 (担当 大丸・山村)
電話番号	058-383-2067 (直通)
FAX	058-383-6365 (市代表)
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)